

一般社団法人 福岡県臨床工学技士会

2009 年（平成 21）11 月 2 日 作成

# 定 款

# 定 款

2009 年 (平成 21) 11 月 2 日 作成

目 次	2P
第 1 章 総則	3P
第 2 章 会員	3P
第 3 章 代議員	5P
第 4 章 社員総会	6P
第 5 章 役員等	9P
第 6 章 理事会	11P
第 7 章 資産及び会計	14P
第 8 章 定款の変更、解散及び精算	15P
第 9 章 委員会	15P
第 10 章 事務局	16P
第 11 章 情報公開及び個人情報保護	16P
第 12 章 雑則	16P

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人福岡県臨床工学技士会（以下「本会」という。）英文では Fukuoka Association for Clinical Engineering Technologists（略称 FCET）と称する。

(主たる事務所等)

第2条 本会は、主たる事務所を福岡市中央区に置く。

2 本会は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 本会は、臨床工学技士の職業倫理の高揚を図るとともに、学術技能の研鑽及び資質の向上、生命維持管理装置をはじめとする機器に支えられた医療・福祉の信頼性の向上に努め、もって県民の医療・福祉の普及発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 臨床工学技士の職業倫理の高揚に関すること
- (2) 臨床工学技士の学術技能の研鑽及び資質の向上に関すること
- (3) 臨床工学に関する学会、学術に関すること
- (4) 臨床工学領域における安全対策に関すること
- (5) 臨床工学の普及啓発に関すること
- (6) 臨床工学技士の職業紹介に係る情報提供に関すること
- (7) 関連団体との交流・連携に関すること
- (8) 会誌及び会報、印刷物の刊行に関すること
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 本会の公告は、電子公告により行う。事故その他やむを得ない事由により電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 本会は、理事、監事を置く。

## 第2章 会員

(種別)

第7条 本会の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）第3条による臨床工学技士の免許を有し本会の目的に賛同する個人

(2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助する個人又は団体

(3) 学生会員 本会の目的に賛同する学生個人

(4) 名誉会員 本会の役員等として、永きに渡り寄与した個人

(入 会)

第8条 正会員、学生会員及び賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 第12条第1号により退会となった者が再入会する時は、退会時滞納会費を完納することを要する。

3 他都道府県の臨床工学技士会に加入していた者が、本県に異動し当会へ入会する場合、入会金を免除する。ただし、前会に会費の滞納があった場合は、新規入会とする。

4 学生会員より正会員へ入会する場合、卒業後1年以内に限り、入会金を免除する。

5 名誉会員は、会長、理事会承認とする。

(入会金及び会費)

第9条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 学生会員は、社員総会において別に定める学生会費を納入しなければならない。

4 名誉会員は、入会金、年会費は不要とする。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第23条第2項に定める総代議員の半数以上が出席する社員総会において、出席代議員の議決権の3分の2以上の多数により当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに除名する旨の理由を付して通知をし、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第12条 第10条から第11条までの場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 正当な理由なくして会費を2年以上滞納したとき

(2) 総代議員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき

- (4) 正会員が臨床工学技士の資格を失ったとき
- (5) 学生会員が学生でなくなったとき
- (6) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (7) (1)の事由に該当するか否かにかかわらず、公益社団法人日本臨床工学技士会の会員でなくなったとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第10条から第12条までの規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(休会)

第14条 会員は、休会届を提出することにより、会長承認の上、任意にいつでも休会することができる。

- 2 休会の期間を1年とし、再度休会届を提出すれば延長を認める。
- 3 休会期間中の会費は必要としない。
- 4 休会届提出年度の会費は徴収し、復会年度の会費は免除する。
- 5 休会者への郵送物発送は行わない。
- 6 休会者は選挙権、投票権ならびに議決権を有さない。

### 第3章 代議員

(代議員)

第15条 本会の会員は、次の4種とし、正会員の中から選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

2 代議員の員数は、代議員選挙当該年度4月1日時点の総正会員数を20で除した数、又は、総正会員数/20とし小数点以下を繰り上げた数以内とする。

3 代議員を選出するため代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な詳細事項は、理事会において別に定める。

4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要し、正会員は前項の代議員選挙に立候補することができる。

5 第3項の代議員選挙において、正会員は代議員を選挙する権利を有する。

6 第3項の代議員選挙は、2年に一度、3月末日までに実施することとし、代議員の任期は選任の2年目に実施される代議員選挙の終了の時までとする。ただし、代議員は定款第12条により会員資格を喪失したときは、代議員の資格を失う。

7 代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合（「法人法」第278条第1項に規定する「責任追及の訴え」の提起を請求している場合を含む。）は、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。

ただし、役員を選任及び解任ならびに定款変更についての議決権を有しない。

8 理事又は理事会は、代議員を選出できない。ただし、理事は正会員としての権利義務を行使できる。

9 代議員が欠けた場合に備えて予備の代議員（以下「予備代議員」という。）を代議員選挙において選出する。

10 代議員選挙に落選した立候補者は、全員予備代議員となり、その優先順位は得票数の多い順とする。予備代議員に該当者がいないときには予備代議員選挙を行うことができる。

11 予備代議員の効力を有する期間は、第6項の代議員の任期の満了する時までとする。ただし、次の各号に掲げる場合、予備代議員の効力を有する期間が直ちに満了する。

- (1) 代議員になったとき
- (2) 代議員になることを辞退した場合
- (3) 第8条の規定により会員資格を喪失したとき

12 正会員は「法人法」に規定された次に掲げる社員の権利と同様に本会に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 法人法第32条第2項の権利(代議員名簿の閲覧等)
- (3) 法人法第57条第4項の権利(総会議事録の閲覧等)
- (4) 法人法第50条第6項の権利(代議員の代理権証明書面等の閲覧等)
- (5) 法人法第51条第4項及び52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
- (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
- (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

13 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て定款第28条第2項に規定された会長が別に定める。

(代議員の報酬等)

第16条 代議員は、無報酬とする

2 代議員には費用を弁償することができる。

## 第4章 社員総会

(総会の種別)

第17条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(総会の構成)

第18条 社員総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(総会の権限)

第19条 社員総会は、「法人法」に規定する事項とこの定款で定めた事項に限り決議できる。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又は役員報酬の規程
- (5) 各事業年度の事業報告及び会計決算報告
- (6) 事業計画及び会計予算案
- (7) 定款の変更
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) 解散
- (10) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (11) 理事会において社員総会に付議した事項

(総会の開催)

第20条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき
- (2) 総代議員の議決権の5分の1以上から、会議の目的である審議事項を記載した書面により開催の請求があったとき
- (3) 前項の規定による請求をした代議員が、裁判所の許可を得て総会を招集するとき

(総会の招集)

第21条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての代議員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 会長は、前条第2項第2号に規定した請求があったときは、請求の日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するには、会議の目的である事項及びその内容、日時並びに場所、その他法令で定める事項を示して開会の日の2週間前までに書面をもって通知しなければな

らない。

(議長)

第22条 社員総会の議長及び副議長は、その総会において、出席した代議員の中から選出する。

2 副議長は、議長を補佐し議長に事故があるとき又は議長が欠けたときはその職務を代行する。

(決議)

第23条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、議長は、代議員として決議に加わる権利を有しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上が出席する社員総会において、出席代議員の議決権の3分の2以上の議決をもって行なう。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分

(6) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第28条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 前2項の規定にかかわらず、第24条に定める議決権行使書面による議決権の行使の結果、理事の選任議案のすべてについて過半数の賛成がそれぞれ得られている場合であって、議長が複数の役員を選任議案を候補者全員一括で決議することを出席している議場の代議員に諮り、それに異議等がないときは、当該役員候補者全員の選任議案を一括で決議することができる

(代理及び書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第24条 総会に出席できない代議員は、代理出席又はあらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって決議することができる。

2 代理出席により議決権を行使する場合は、総会に出席する者に代理権を授与することを証明する書面を本会に提出しなければならない。

3 書面により議決権を行使する場合は、代議員は、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、必要な事項を記載した議決権行使書面を本会に提出しなければならない。

4 電磁的方法により議決権を行使する場合は、代議員は、法令で定めるところにより、

本会の承諾を得て、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法で本会に提出しなければならない。

5 前3項の規定により行使した議決権の数は、出席した代議員の議決権の数に算入する。

(決議及び報告の省略)

第25条 理事又は代議員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が代議員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 社員総会の議事については法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 代議員の現在員数及び出席者数

(書面等表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること)

(3) 審議事項及び決議事項

(4) 議事の経過概要及び審議の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

(6) その他法令で定められた事項

2 議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印をしなければならない。

(社員総会)

第27条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める社員総会運営に関する規程による。

## 第5章 役員等

(役員の設定等)

第28条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 16名以上20名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、3名以内を副会長とすることができる。

- 3 理事のうち1名を総括とし、専務理事とすることができる。
- 4 理事及び及び監事は県内に勤務する者又は居住する者とする。  
(役員を選任等)

第29条 理事及び監事は、規程・内規第10章「役員選出に関する規程」により代議員の中から選出し、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 専務理事は会長が任命する。
- 4 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。  
(理事の職務権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより本会を代表し、その職務を執行する。また業務を統括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、担当業務を統括する。また会長に病気、事故等の事由で職務の遂行が不可能なときは、理事会の決議を経て定めた順位に従い、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、本会の業務を総括する。
- 5 理事は、本会の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第31条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること
  - (2) 本会の業務及び、財産の状況を監査すること
  - (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること
  - (4) 理事が不正行為を行い、若しくは当該行為を行うおそれがあると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること
  - (5) 前号の場合において必要であると認めるときは、会長に対し理事会の招集を請求すること。この場合、請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内に理事会を開催する旨の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
  - (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案や書類、その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を社員総会に報告しなければならない
  - (7) 理事が本会の目的以外の行為、その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめさせることを請求すること
  - (8) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること
- (役員任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員として選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

6 理事及び監事は任期中に勤務地及び住居が県内から移転した場合、任期満了を以て退任とする。

(役員解任)

第33条 役員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。この場合、その役員に対し決議の前に弁明の機会を与えなければならない。ただし、監事を解任する場合は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(2) 心身の故障により、職務執行に堪えないと認められるとき

(役員報酬等)

第34条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、社員総会の決議を経て、別に定める。

(顧問・名誉会員)

第35条 本会に、顧問及び名誉会員を置くことができる。

2 顧問は外部の学識経験者から、理事会の推薦と本人の承諾に基づき、任期を定めた上で会長が委嘱する。

3 名誉会員は、本会に役員等として、永年に渡り貢献した個人に対し、理事会の推薦と本人の承諾に基づき、任期を定めた上で会長が委嘱する。

4 顧問及び名誉会員は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会議に出席して意見を述べるができる。

5 顧問及び名誉会員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

6 顧問及び名誉会員の入会金・年会費は不要とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第36条 本会に理事会を置く

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、法令及びこの定款で定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長及び副会長の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備  
(種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年4回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から、会議の目的である審議事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会開催日とする会長からの理事会招集通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第31条第5項の規定により、監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(招集)

第39条 理事会は会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第40条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるとき又は特別の利害関係を有するときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事がこれにあたる

(定足数)

第41条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第42条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは否決とする。

(決議の省略)

第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第44条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項及び決議事項
- (4) 議事の経過概要及び審議の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長と出席理事より選出された議事録署名人が、これに署名若しくは記

名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会運営の規則)

第46条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会及び役員等の運営に関する規程による。

## 第7章 資産及び会計

(財産の構成)

第47条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第48条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により定める。

(経費の支弁)

第49条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第50条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第51条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

4 本会が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第52条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について理事会の承認を経て、定時社員総会に報告（第2号及び第5号の書類を除く。）しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項第3号、第4号及び第6号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

## 第8章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第53条 この定款は、総代議員の半数以上が出席する社員総会において、出席代議員の議決権の3分の2以上の議決をもって行う。

2 本会が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

（解散）

第54条 本会は、社員総会の決議を経て解散することができる。

（残余財産の帰属等）

第55条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本会は、剰余金の分配を行わない。

## 第9章 委員会

（委員会）

第56条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は正会員及び学識経験者のうちから、理事会によりが選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 事務局

(設置等)

第57条 本会の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第58条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事の名簿並びに履歴書

(4) 許認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 事業計画書及び収支予算書

(8) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類

(9) 前項の監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

## 第11章 情報公開及び個人情報保護

(情報公開)

第59条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第60条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 1 2 章 雑 則

(委 任)

第 6 1 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第 6 2 条 本会は、本会に財産の贈与もしくは遺贈する者、本会の役員もしくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(法令の準拠)

第 6 3 条 本定款に定めない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附 則

- 1 この定款は、2009年(平成21年)11月2日に制定する。
- 2 この定款は、2012年(平成24年)5月20日 一部改正し施行する。
- 3 この定款は、2016年(平成28年)6月19日 一部改正し施行する。
- 4 この定款は、2017年(平成29年)6月11日 一部改正し施行する。
- 5 この定款は、2019年(令和元年)6月2日 一部改定し施行する。
- 6 この定款は、2024年(令和6年)6月22日 一部改定し施行する。
- 7 この定款は、2025年(令和7年)6月1日 一部改定し施行する
- 8 この定款施行後の最初の代議員は定款第15条と同じ方法であらかじめ行う代議員選挙において、最初の代議員として選出されたものとする。